

建設市場整備推進事業費補助金
交付規程

令和8年3月18日

(通則)

第1条 建設市場整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、建設市場整備推進事業費補助金実施要領（令和8年1月30日（国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課）。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、近年、災害の激甚化・頻発化が顕著となっている中、「社会資本の整備と管理の担い手」・「地域の守り手」としての役割を担う建設業において、ICT機器の導入等を含む防災訓練に係る経費の一部を補助することにより、作業員のICT機器活用の技術習得及び発災時における対応体制の強化を図ることで応急復旧活動の安全性及び効率性を高めるとともに、発災時以外には当該ICT機器を活用することによって機器への習熟度を高め、建設現場における生産性向上に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 この補助金は、一般社団法人全国建設業協会（以下「全建」という。）が実施要領に基づく間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、同要領に基づく補助金を財源として給付金を交付するものである。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による建設市場整備推進事業費補助金交付申請書に全建が定める書類を添付して、別に定める時期までに全建に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定の通知)

第5条 全建は、第4条1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による建設市場整備推進事業費補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、全建は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 全建は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 全建は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

4 全建は、補助金の交付が適当でないとき理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

5 第4条第1項の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第6条 全建は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 間接補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかに全建に報告すべきこと。
- (3) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第11条に従うべきこと。
- (4) 間接補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当する計画変更を行う場合は、あらかじめ全建の承認を受けるべきこと。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと全建が認め、その遂行等を命じたときは、全建の命令に従うべきこと。
- (6) 間接補助事業者は、全建が前号の命令に違反したと認め、間接補助事業の遂行の一時停止を命じたときは、全建の命令に従うべきこと。
- (7) 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、第13条の規定に基づき速やかに全建に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (8) 間接補助事業者は、全建が間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、全建の指示に従うべきこと。
- (9) 間接補助事業者は、全建が第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (10) 間接補助事業者は、全建が第20条第2項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、全建が指定する期日までに返還するとともに、第20条第3項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。
- (11) 間接補助事業者は、全建が間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (12) 間接補助事業者は、間接補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ様式第12による建設市場整備推進事業費補助金財産処分承認申請書にて全建の承認を受けるべきこと。
- (13) 間接補助事業者は、第23条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたとき、及び補助対象となる機器類の利用により収入が生じたときは、様式第17による建設市場整備推進事業費補助金事業による収入内訳書を提出すること。また、全建の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
- (14) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (15) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、全建の指示に従い、様式第16による建設市場整備推進事業費補助金事業による補助金効果表を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に様式第13による建設市場整備推進事業費補助金交付申請取下げ届出書を全建に提出し、その承認を得なければならない。

(間接補助事業の表示)

第8条 間接補助事業者は、間接補助事業により整備された ICT 機器には、国土交通省補助事業である旨を明示しなければならない。

(間接補助事業の経理等)

第9条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了した日又は間接補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の翌年度から5年間、全建の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による建設市場整備推進事業費補助金計画変更(等)承認申請書を全建に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 間接補助事業の補助対象経費の総額を増額変更しようとするとき。

(2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、間接補助事業の目的に関係がない細部の変更である場合を除く。

(3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 全建は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 全建は、第1項に基づく様式第3による建設市場整備推進事業費補助金計画変更(等)承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

4 第7条の規定は、前項の変更の承認の通知を受けた場合に準用する。

(契約等)

第11条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第1別紙4による実施体制図に準じて届出書を作成し、全建に提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を取ることとする。

5 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者と契約してはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、全建の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

6 全建は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は全建から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

7 前6項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 間接補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を全建の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小

企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 全建が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が全建に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、全建は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が全建に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - （1）全建は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）全建は、間接補助事業者による債権譲渡後も間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、全建が行う弁済の効力は、全建が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による建設市場整備推進事業費補助金事故報告書を全建に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14条 間接補助事業者は、全建が特に必要と認めて要求したときは、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、様式第5による建設市場整備推進事業費補助金事業経費の使用状況報告書を全建が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

- 第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は全建が定める期日のいずれか早い日までに、様式第6による建設市場整備推進事業費補助金実績報告書を全建に提出しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由により様式第6による建設市場整備推進事業費補助金実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ様式第4による建設市場整備推進事業費補助金事故報告書を提出し、全建の指示を受けなければならない。
 - 3 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して様式第6による建設市場整備推進事業費補助金実績報告書を提出しなければならない。

（補助事業の承継）

第16条 全建は、間接補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続し実施しようとするときは、様式第18による建設市場整備推進事業費補助金事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第17条 全建は、間接補助事業者から第15条第1項の様式第6による建設市場整備推進事業費補

助金実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る間接補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めるときは、間接補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定し、様式第7による建設市場整備推進事業費補助金額確定通知書により間接補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
- 3 全建は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、間接補助事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

- 第18条 全建は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、間接補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による建設市場整備推進事業費補助金精算払請求書又は様式第8-2による建設市場整備推進事業費補助金概算払請求書を全建に提出しなければならない。
 - 3 全建は、全建は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付してその額の返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第19条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書にて速やかに全建に報告しなければならない。
- 2 全建は、前項の報告があった場合には、期限を付して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第20条 全建は、第10条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。ただし、第4号の場合において、間接補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (1) 間接補助事業者が、法令、本規程若しくは本規程に基づく全建の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が補助金（補助金を財源として間接補助事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、間接補助事業又は補助金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合やその他の理由により間接補助事業を遂行することができない場合（間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - (5) 間接補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 全建は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 全建は、前項の返還を命ずる場合であって、第1項各号のいずれか（第4号に掲げる場合を除く。）に該当する場合による交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 全建は、第2項の返還を命じ、これを間接補助事業者が期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

- 5 第1項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 全建は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者へ通知するものとする。

(加算金の計算)

第21条 全建は、前条第2項にいう加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第22条 全建は、本規程に基づく補助金の返還を命じ、これを間接補助事業者が期限までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- 2 全建は、前項の延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
 - 3 前条の規定は、前2項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第23条 間接補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 全建は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を全建に納付させることがある。
 - 5 間接補助事業者は、補助金で導入したICT機器等であって、善良なる管理者の注意を持って管理していたICT機器が破損又は逸失したときは、速やかに様式第19による報告書を全建に提出し、全建の指示を受けるものとする。
 - 6 全建は前項の報告を受けたときは、速やかに国土交通省と協議し、間接補助事業者へ対応を指示するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第24条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、全建が別に定める期間とする。
 - 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による建設市場整備推進事業費補助金財産処分承認申請書を全建に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 5 全建は、第3項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
 - 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前条第4項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情

報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第26条 間接補助事業者は、別紙に記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、様式第1による建設市場整備推進事業費補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（国庫補助金の重複受給の禁止）

第27条 間接補助事業者は、本補助金の交付と補助対象経費を重複して他の補助金（国庫補助を財源するものに限る。）の交付を受けることは出来ない。

（その他）

第28条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、国土交通大臣が承認した日から施行する。

暴力団排除に関する制約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

【別表第1】

1. 間接補助事業の区分	建設市場整備推進事業
2. 間接補助事業の内容	<p>発災時の応急復旧を想定した防災訓練に際し、作業員の技術習得及び発災時における対応体制の強化による安全性の向上に資する ICT 機器の導入 (発災時以外の建設現場における生産性向上を目的とする当該 ICT 機器の活用等を含む)</p> <p><ICT 機器の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェアラブルカメラ ・3D レーザースキャナ ・ドローン ・次世代衛星通信サービス ・ICT 建機 ・その他発災時の応急復旧活動に資する ICT 機器
3. 間接補助対象経費	事業を行うために必要な経費で、別表第2に掲げるもの
4. 交付額	<p>間接補助対象経費のうち、全建が必要と認めた額に<u>2分の1以内</u>を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨て)</p> <p>※事務費については、間接補助事業に要する経費として交付される額の 10% を上限とする。</p> <p>※消費税は対象外</p>

【別表第2】

科 目	内 容
購入費	事業を行うために直接必要な機械、器具及びシステム等 (以下「ICT 機器」という。) の購入費
消耗品費	事業を行うために直接必要な消耗品及び消耗材料に要する費用
通信運搬費	ICT 機器に係るデータ通信料、運搬費等
光熱水料	ICT 機器に係る電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料
借料及び損料	ICT 機器に係る借料及び損料、会場借料、物品等使用料、特許等使用料、ソフトウェア利用料
委託費	ICT 機器に係る補修・修繕費、保守点検費、清掃料、据付費、撤去費、保管料及びサポート費等の請負又は委託に要する費用
燃料費	ICT 機器に係る燃料の代価 (各種燃料油等)
業務費	事業を行うために直接必要な調査、設計、製作、試験、検証及び技術習得に要する経費 (請負又は委託によりこれらを行う場合においては、請負費又は委託料の費用)
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する人件費、間接補助員人件費、旅費、会議費、諸謝金、外部有識者派遣経費、外注費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費及び備品購入費、使用料及び賃借料
その他必要な経費で全建が承認した経費	事業を行うために直接必要と認められる経費に限る